

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁広域応援室長
(公印省略)

緊急消防援助隊に係る消防本部の受援計画の一部見直しについて

平素は、緊急消防援助隊の運用及び体制の整備等に御尽力を賜り感謝申し上げます。

緊急消防援助隊に係る消防本部の受援計画については、緊急消防援助隊の運用に関する要綱（平成16年3月26日付け消防震第19号）第39条において策定することとされており、緊急消防援助隊に係る消防本部の受援計画について（令和元年10月28日付け消防広第151号）により、作成例及び作成上の留意点が示されているところです。

緊急消防援助隊に係る消防本部受援計画について（照会）（令和3年3月30日付け消防広第122号）によるフォローアップ結果から確認された新たな課題や、近年の災害時における課題等を踏まえ、消防本部の受援計画作成例（以下「受援計画作成例」という。）、応援要請の基準に係る説明について、下記のとおり見直しを行いました。

貴職におかれましては、本通知の内容を御理解の上、消防本部の受援計画が見直されるよう、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知及び助言いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 緊急消防援助隊の宿泊

(1) 緊急消防援助隊の宿泊場所の明確化（受援計画作成例 第3章第9及び別表第1関係）

令和3年静岡県熱海市土石流災害での緊急消防援助隊のホテル等への宿泊実績等を踏まえ、緊急消防援助隊の宿泊場所について定義し、位置づけを明確にした。

(2) 宿営場所及び宿泊場所の候補地として必要な情報の明確化（受援計画作成例 別表第3及び第3-●関係）

決定した宿営場所に緊急消防援助隊が到着した際に大型車両が入れない等のトラブルが生じないように、宿営場所のリストから円滑に消防応援活動調整本部による選定及び消防庁による決定ができるよう宿営場所の候補地のリストへの記載項目を見直し、個票を作成することとした。

合わせて、宿泊場所の候補地のリストを追加した。

2 緊急消防援助隊の円滑な受け入れ及び指揮本部の運営に係る支援（受援計画作成例 別表第2、第4及び様式1関係）

受援消防本部の指揮本部が円滑に運営され、緊急消防援助隊の円滑な受け入れが行われるよう、優先的に行う業務について見直し、必要な項目を追加した。

合わせて、近隣消防本部から支援を受けることが可能である項目を明確にした。

3 大規模な土砂災害における応援等要請の基準（応援等要請の基準に係る説明 2（2）エ関係）

大規模な土砂災害が発生した場合に緊急消防援助隊の応援等の要請を行った過去の事例を参考に、応援等要請の判断要素に受援消防本部の「初動職員数」、「初動車両台数」の出動割合を追記した。

添付資料

- 別添1 消防本部受援計画
- 別添2 応援等要請の基準に係る説明
- 別添3 消防本部受援計画（新旧対照表）

消防庁 国民保護・防災部 防災課
広域応援室 広域応援企画係
鳥枝理事官・平井係長・藤林事務官・望月事務官・林事務官
電 話 03-5253-7569
F A X 03-5253-7537
E-mail : n.hayashi@soumu.go.jp

〇〇消防本部受援計画 目次

- 第1章 総則
- 第2章 応援等の要請
- 第3章 受援体制
- 第4章 指揮体制及び通信運用体制
- 第5章 消防応援活動の調整等
- 第6章 応援等の引揚げの判断
- 第7章 その他

資料等

- 別表第1 用語の定義
- 別表第2 指揮本部業務分担表
- 別表第3 進出拠点及び宿営・宿泊場所候補地
- 別表第3-● 宿営場所候補地の個票
- 別表第4 受援に係る派遣先
- 別表第5 無線通信運用体制
- 別表第6 消防救急デジタル無線の共通波の設備整備状況
- 別表第7 ヘリコプター離着陸場所
- 別表第8 燃料補給場所

- 別図第1 緊急消防援助隊 応援要請系統図
- 別図第2 緊急消防援助隊 部隊移動系統図（長官による部隊移動の求め又は指示）
- 別図第3 緊急消防援助隊 部隊移動系統図（受援都道府県知事による部隊移動の指示）

- 様式1 指揮本部の運営に係るチェックリスト
- 様式2 緊急消防援助隊 受入れ管理表
- 様式3 都道府県大隊・各部隊 隊種別管理表
- 様式4 活動指示書

- 要請要綱別記様式1-2 ※省略
- 要請要綱別記様式6-2 ※省略

参考資料

- 〇〇都道府県における緊急消防援助隊の要請判断に係る取決め ※省略
- 〇〇都道府県内応援隊 応援可能隊、特殊車両等一覧 ※例示を参考添付

〇〇消防本部受援計画

令和〇年〇月〇日 消第〇〇号

第1章 総則

(目的)

第1 この計画は、本市消防本部管内において、地震、水火災等による大規模な災害又は特殊な災害が発生し、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定に基づく〇〇都道府県消防相互応援協定（以下「消防相互応援協定」という。）による応援又は同法第44条の規定に基づく緊急消防援助隊の応援等を受ける場合において、応援隊が迅速かつ効果的に活動できる体制を確保するため、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2 用語については別表第1のとおりとする。

第2章 応援等の要請

(応援等要請の基準)

第3 指揮者は、災害により次に掲げる被害等が発生した場合、消防の応援等の必要性について判断するものとする。

(1) 地震

- ア 中高層建物の倒壊又は層破壊が発生している場合
- イ 地震の揺れによる直接的な被害で〇棟以上の民家の倒壊又は倒壊が見込まれる場合
- ウ 地震に伴う土砂災害により、〇棟以上の民家の倒壊又は倒壊が見込まれる場合
- エ 火災、救助及び救急の未対応事案が発生している場合若しくは未対応事案の発生が見込まれる場合又は既に出動している事案のうち十分に対応できていない事案がある場合

(2) 風水害

- ア 〇〇川、〇〇川又はそれらの支流の堤防が決壊した場合
- イ 市街地又は準市街地において、浸水深1.5mを超えている場合又は超えると見込まれる場合
- ウ 土砂災害により、〇棟以上の民家の倒壊又は倒壊が見込まれる場合
- エ 119番通報時にトリアージを実施し、人的被害のおそれがある事案のみに対応してもなお、未対応事案が発生している場合若しくは未対応事案の発生が見込まれる場合又は既に出動している事案のうち十分に対応できていない事案がある場合

(3) 火災

- ア 〇件以上の火災が同時に発生している場合
- イ 危険物施設、特定防火対象物、住宅密集地等において大規模な火災が発生し、十分な対応が困難と見込まれる場合又は当該火災出動により他の災害出動の対応が十分にできないと見込まれる場合

(4) 上記以外の災害で、甚大な被害が見込まれる場合

(〇〇都道府県内応援隊の応援要請の手続)

第4 指揮者は、第3に基づき応援等が必要であると判断した場合には、直ちに消防相互応援協定の規定に基づき、〇〇都道府県内応援隊の応援要請を行うものとする。

2 指揮者は、前項の連絡を行う場合、災害の状況及び応援に必要な隊の種別、規模、活動場所等、応援活動に必要な情報を付するものとする。

(緊急消防援助隊の応援等要請の手続)

第5 緊急消防援助隊の応援等要請の判断は、別に定める取決めに基づき行うものとし、当該要請に係る連絡は、別図第1のとおり行うものとする。

2 指揮者は、〇〇都道府県内応援隊の出動が困難な場合又は〇〇都道府県内応援隊のみでは十分な対応が困難と判断した場合（被害の詳細が把握できず対応の可否を判断できない場合を含む。）は、知事に対して、緊急消防援助隊の応援等が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとする。なお、この判断に当たって、必要に応じて代表消防機関の意見を聴くものとする。

3 指揮者は、次に掲げる事項が明らかになり次第、知事に電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でファクシミリ（これと併せて電子メールによっても可能とする。以下同じ。）により速やかに行うものとする（要請要綱別記様式1-2）。

(1) 災害の概況

(2) 出動が必要な区域や活動内容

(3) その他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

4 指揮者は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び災害の状況を長官に直ちに電話により連絡するものとする。

5 指揮者は、知事に対して第2項の連絡ができない場合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡するものとし、第3項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でファクシミリにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式1-2）。

6 指揮者は、被災地及びその周辺地域に原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、第2項、第4項及び第5項の連絡と併せて報告するものとする。

(迅速出動等適用時の対応)

第6 指揮者は、要請要綱第5条に規定する緊急消防援助隊の出動準備又は要請要綱第29条に規定する緊急消防援助隊の迅速出動が適用となる次に掲げる事象が〇〇都道府県内で発生した場合は、直ちに被害状況の収集、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等の確認を行い、知事に対して報告するものとする。

(1) 最大震度6弱以上の地震が発生した場合

(2) 大津波警報が発表された場合

(3) 噴火警報（居住区域）が発表された場合

第3章 受援体制

（指揮本部の設置）

第7 指揮者は、〇〇都道府県内応援隊又は緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、応援隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。

2 指揮本部の設置場所は、消防本部〇階「〇〇室」とする。ただし、被災等により指揮本部を当該場所に設置できない場合は、〇〇又は〇〇に設置することとする。

3 指揮本部の本部長は、消防長をもって充てるものとする。

4 指揮本部は、次に掲げる事務を行うものとする。

（1）被害状況（ライフラインの状況、道路の通行可否を含む。）の収集に関すること。

（2）被害状況並びに消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。

（3）〇〇都道府県内応援隊又は緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。

（4）その他の受援に必要な事項に関すること。

5 指揮本部の業務及び各業務の責任者等は、別表第2のとおりとする。

6 指揮本部は、様式1、様式2及び様式3を活用し、運用するものとする。

（緊急消防援助隊の受入れ対応）

第8 指揮本部は、指揮支援部隊長より指揮支援本部を設置するとの連絡を受けた場合、指揮支援本部を設置する候補場所（消防本部〇階「〇〇室」又は消防署又は〇〇市役所）を報告し、指揮支援本部の設置場所が決定した際は、調整本部（調整本部が設置されない場合は都道府県災害対策本部。以下同じ。）と調整の上、指揮支援隊を受入れるヘリコプター離着陸場所や当該離着陸場から指揮支援本部までの移動手段的確保等を行うものとする。

2 指揮本部は、緊急消防援助隊到着までに、被害状況の集約、地図及び貸出し資機材の準備、派遣する職員の調整を行うなど受入れ体制を整えたとともに、緊急消防援助隊到着後は、受入れ対応に注力するものとする。

3 指揮本部は、指揮支援本部長が指揮支援本部に到着後、速やかに被害状況、自消防本部及び消防団の活動状況、〇〇都道府県内応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。

4 指揮本部は、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断する場合は、都道府県及び代表消防機関に速やかにその任務に係る調整を求めるものとする。

（緊急消防援助隊の進出拠点及び宿営・宿泊場所の協議）

第9 指揮本部は、災害の状況、道路の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、緊急消防援助隊の進出拠点及び宿営・宿泊場所について、調整本部と協議するものとする。

2 緊急消防援助隊の進出拠点及び宿営・宿泊場所の候補地は、別表第3のとおりとする。また、各宿営場所の個票は別表3-●～別表3-●のとおりとし、調整本部との協議に使用するものとする。

(指揮本部員等の派遣)

第 10 指揮本部は、情報収集、活動調整及び受入れ調整等のため、別表第 4 のとおり指揮本部員等を派遣するものとする。

第 4 章 指揮体制及び通信運用体制

(指揮体制等)

第 11 指揮者又は指揮者から委任を受けた者は、〇〇都道府県内応援隊の指揮を行うとともに、緊急消防援助隊指揮支援本部長の補佐を受け緊急消防援助隊の都道府県大隊及び各部隊（指揮支援部隊及び航空部隊を除く。）の指揮を行うものとする。

2 指揮者又は指揮者から委任を受けた者は、ヘリベース指揮者又は都道府県災害対策本部に航空運用調整班が設置されている場合には同班に対し、航空に係る活動要請を行うものとする。

(通信運用体制)

第 12 無線通信運用体制及び使用無線波は、別表第 5 のとおりとする。

2 消防救急デジタル無線の共通波の設備整備状況は別表第 6 のとおりとする。

第 5 章 消防応援活動の調整等

(任務付与)

第 13 指揮者又は指揮者から委任を受けた者は、次に掲げる事項について、到着した〇〇都道府県内応援隊及び緊急消防援助隊に対して情報提供を行うとともに、様式 4 により任務付与するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 活動方針
- (3) 活動地域及び任務
- (4) 安全管理に関する体制
- (5) 使用無線系統
- (6) 地理及び水利の状況
- (7) 燃料補給場所
- (8) その他活動上必要な事項

(関係機関との活動調整)

第 14 指揮者は、市町村災害対策本部等において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT 等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて活動調整会議を開催するものとする。

2 指揮本部は、災害現場において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT 等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて、現地合同調整所を設置するものとする。

3 現地合同調整所の指揮は、原則、災害現場の管轄消防署長又は管轄消防署長が指名した者が

行う。

4 現地合同調整所の指揮者は、必要に応じて会議を開催し、次に掲げる事項について調整することとする。

なお、指揮支援本部長と調整し、都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長、都道府県大隊等の中の代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長、〇〇都道府県内応援隊の代表者の中から必要な者を現地合同調整所の会議に参画させるものとする。

- (1) 役割分担
- (2) 活動エリア
- (3) 活動時間
- (4) 活動の中止基準
- (5) 検索救助活動におけるマーキングの手法
- (6) 緊急避難等の合図
- (7) 連絡手段
- (8) その他活動上、必要な事項

(応援隊との連携)

第15 災害現場の管轄消防署長は、〇〇都道府県内応援隊及び緊急消防援助隊と緊密に連携を図るため、別表第4のとおり職員等を派遣するものとする。

(資機材の貸出し及び地図の配布)

第16 指揮本部又は災害現場の管轄消防署は、〇〇都道府県内応援隊及び緊急消防援助隊に対してスピンドルドライバー及びその他活動上必要な資機材を可能な範囲で貸し出すものとする。

2 スピンドルドライバーの口径及び形状は、「先端〇〇四角×根本〇〇四角」である。

3 指揮本部又は災害現場の管轄消防署は、〇〇都道府県内応援隊及び緊急消防援助隊に対して、必要に応じて次に掲げる地図を配布するものとする。

- (1) 広域地図（通行障害の情報を付記したもの）
- (2) 住宅地図
- (3) ヘリコプターの離着陸場所位置図
- (4) 燃料補給場所位置図
- (5) 消防水利位置図
- (6) 物資等の調達可能場所位置図
- (7) 救急搬送医療機関位置図

(ヘリコプターの離着陸場等)

第17 ヘリコプターの離着陸場は、別表第7のとおりとする。

2 指揮本部は、ヘリベース指揮者と調整の上、必要がある場合は、別表第4のとおりフォワードベース及びランディングポイントに安全管理員を派遣するものとする。なお、安全管理員は、原則、当該フォワードベース、ランディングポイントを管轄する消防署の職員とする。

(燃料補給場所)

第 18 陸上隊及び水上小隊の燃料補給場所は、別表第 8 のとおりとする。なお、燃料補給体制を確保するため、災害時における燃料等の供給に関する協定（協定名称）に基づき、速やかに締結団体と調整しておくものとする。

2 予防課は、陸上隊及び航空隊の燃料補給を行うことを目的として、消防法第 10 条第 1 項ただし書の規定に基づく「危険物の仮貯蔵・仮取扱」の申請があったとき、速やかに手続を行うものとする。

(物資等の調達)

第 19 指揮本部は、食糧及び仮設トイレ等の調達が必要と判断した場合は、災害時における物資調達に関する協定（協定名称）に基づき、要請するものとする。

(緊急消防援助隊の部隊移動)

第 20 緊急消防援助隊の部隊移動に関する手続は、別図第 2 又は別図第 3 のとおり行うものとする。

2 指揮者は、長官又は知事から緊急消防援助隊の部隊移動について意見を求められた場合は、知事に対して要請要綱別記様式 6-2 により回答するものとする。

(緊急消防援助隊の増隊要請)

第 21 指揮者は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、調整本部長に増隊の要請を行うものとする。

第 6 章 応援等の引揚げの判断

(〇〇都道府県内応援隊の活動終了に関する連絡)

第 22 指揮者は、〇〇都道府県内応援隊からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を総合的に勘案し、〇〇都道府県内応援隊の活動終了を判断し、引揚げを決定するものとする。

(緊急消防援助隊の活動終了に関する連絡)

第 23 指揮者は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を総合的に勘案し、緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。

第 7 章 その他

(情報共有)

第 24 指揮本部は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム等を積極的に活用し、緊急消防援助隊及び〇〇都道府県内応援隊等との情報共有

に努めるものとする。特に、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、被害状況や活動状況を撮影した動画及び静止画の共有に努めるものとする。

2 被害状況は、地上からの情報収集のほか、消防防災ヘリコプター及びドローン等を有効に活用し、上空からも積極的に情報収集を行い、情報共有に努めるものとする。

(訓練)

第 25 消防長は、原則年 1 回、受援訓練を消防本部内で実施するものとする。

(受援計画の変更)

第 26 消防長は、受援計画を策定又は変更した場合は、知事に報告するものとする。

附 則

この計画は、令和〇年〇月〇日から施行する。

用語の定義

別表第1

No.	用語	内容	備考
1	法	「消防組織法(昭和22年12月23日法律第226号)」をいう。	
2	応援等	法第44条第1項の消防の応援等をいう。	
3	指揮者	被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。	基本計画 第2章第5節1(4)
4	要請要綱	「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱(平成27年3月31日消防広第74号)」をいう。	
5	運用要綱	「緊急消防援助隊の運用に関する要綱(平成16年3月26日消防震第19号)」をいう。	
6	長官	消防庁長官をいう。	
7	迅速出動	法第44条に基づき、あらかじめ長官と都道府県知事及び市町村長の間で一定条件付きの緊急消防援助隊の出動等に関する措置要求等の準備行為を行っておき、災害等の規模が該当条件を満たした場合に当該措置要求を行い、これに応じて出動することをいう。	要請要綱第2条(17)
8	指揮支援部隊	大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で緊急に被災地に赴き、災害に関する情報を収集し、長官及び関係のある都道府県知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節1(1)
9	指揮支援部隊長	指揮支援部隊を統括し、被災地に係る都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及び指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第5節1(3)
10	指揮支援本部	被災地の消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに緊急消防援助隊の活動調整、関係機関との活動調整、調整本部に対する報告等を行うため、指揮支援隊長等を本部長として被災地に設置する本部をいう。	運用要綱第25条
11	指揮支援隊長	被災地の指揮者を補佐し、及び指揮者の指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第5節1(4)
12	調整本部	被災地の応援等のため当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村が実施する措置の総合調整を円滑に実施するため、被災地の属する都道府県知事が設置する消防応援活動調整本部をいう。	法第44条の2
13	都道府県大隊長	都道府県大隊を統括して被災地へ赴くとともに、指揮支援隊長の管理を受け、被災地における都道府県大隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第2節3
14	統合機動部隊	長官の出動の求め又は指示後、迅速に出動し、被災地において消防活動を緊急に行うとともに、都道府県大隊が後続する場合に当該都道府県大隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うことを任務とする。	基本計画 第2章第5節2
15	エネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)	石油コンビナート、化学プラント等エネルギー・産業基盤の立地する地域における特殊災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節3
16	NBC災害即応部隊	NBC災害(緊急消防援助隊に関する政令(平成15年8月29日政令第379号)第1条に規定する原因により生ずる特殊な災害をいう。)に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節4

No.	用語	内容	備考
17	土砂・風水害機動支援部隊	土砂災害又は風水害に対し、他の都道府県大隊等と連携し、重機等を用いた消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節5
18	進出拠点	緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点(一時的に集結する場所を含む。)をいう。	運用要綱第2条(15)
19	代表消防機関	消防庁長官が、都道府県ごとに、消防機関の推薦に基づき定めた当該都道府県大隊の出動に関する調整を行う消防機関をいう。	基本計画 第2章第2節2
20	代表消防機関代行	代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。	
21	ヘリベース指揮者	航空機の活動拠点で航空機を用いた消防活動の指揮を行う者をいう。	基本計画 第2章第5節1(5)
22	フォワードベース	被災地近傍の飛行場外離着陸場等で、ヘリベースに都度帰投することなく航空活動を安全にかつ効率的に継続することを目的として設置する離着陸、給油、人員の乗降機、装備・物資等の積み降ろしが可能な拠点をいう。	
23	ランディングポイント	ヘリベース、フォワードベース以外で、救助者や緊急物資の陸上部隊引継ぎなどの災害対応のための離着陸を行う地点をいう。	
24	陸上隊	航空指揮支援隊、航空部隊及び水上小隊以外の隊をいう。	
25	航空隊	法第30条第3項に規定する都道府県の航空消防隊又は航空機を用いた消防活動を行う消防本部の消防隊をいう。	運用要綱第2条(11)
26	部隊移動	法第44条の規定に基づく長官の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が都道府県をまたいで別の被災地へ出動すること、又は法第44条の3の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。	要請要綱第2条(21)
27	宿営場所	<u>緊急消防援助隊が宿営するホテル等以外の場所をいう。</u> ホテル等とは消防法施行令別表第1で定める5項イの防火対象物の用途に当たる旅館、ホテル、宿泊所をいう。	運用要綱第21条(3)
28	宿泊場所	<u>緊急消防援助隊が宿泊するホテル等をいう。</u>	運用要綱第21条(3)

指揮本部業務分担表

〇〇年度

担当業務	優先業務	支援業務	責任者	担当班	基本人数	備考
被害情報の収集、整理、分析	優先		警防課長	●●●●	●人	・災害発生場所、種別、規模、被害状況等の情報を収集し整理、分析を実施
消防庁、調整本部、市町村災害対策本部との連絡調整	優先			●●●●	●人	・緊急消防援助隊動態情報システムを活用
応援隊に対する情報提供	優先			●●●●	●人	・被害状況 ・活動状況 ・道路の通行障害 ・給油場所 ・ヘリ離着陸場所 ・共通波設備の整備状況 等
応援隊に対する任務付与、活動状況の整理				●●●●	●人	・災害種別、規模に応じた任務付与
関係機関との活動調整 (警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT等)				●●●●	●人	・緊急消防援助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資等に関する防災関係機関と緊密な連携を図る
派遣職員の派遣調整	優先			●●●●	●人	・派遣者選定 ・携行品準備
宿営場所の選定、設営調整			総務課長	●●●●	●人	・応援隊の部隊規模に応じた宿営場所の選定
燃料の調達				●●●●	●人	・給油場所のみでは十分に供給できない場合に調達
食糧・仮設トイレ等物資の調達、輸送		支援		●●●●	●人	・宿営場所、長期の活動が見込まれる現場等へ必要に応じて仮設トイレを調達
重機・車両・資機材等の手配	優先			●●●●	●人	・不足する場合、協定に基づく手配や都道府県内消防本部へ支援を依頼
応援隊への地図の提供		支援	〇〇課長	●●●●	●人	・広域地図（通行障害を含む） ・住宅地図 ・ヘリコプターの離着陸場 ・消防水利位置図 ・救急搬送医療機関位置図 ・物資等の調達場所等
活動記録		支援		●●●●	●人	・時系列の整理 ・動画、静止画の撮影 ・資料の整理、保存

進出拠点及び宿営・宿泊場所 候補地

別表第3

陸上隊進出拠点

No.	受入 方面	進出拠点名	住所	緯度	経度	最寄IC	駐車台数(台)	連絡先	給油施設 有無
1	東	〇〇スポーツ公園	〇〇市〇〇〇番地〇	東経〇〇.〇〇〇〇	北緯〇〇〇.〇〇〇〇	〇〇IC	普通車:300	〇〇市 スポーツ振興課 ***-***-***	-
2	東	〇〇自動車道〇〇SA	〇〇市〇〇			〇〇IC	大型車:100 普通車:100	〇〇高速道路 〇〇 ***-***-***	○
3	西								
4	南								
5	北								

水上小隊進出拠点

No.	進出拠点名称 所在地	緯度・経度
1	〇〇島西側海域 〇〇島西約2km沖合を中心とした半径約500m圏内(水深約15m)	N 度 分 秒 E 度 分 秒
2		N 度 分 秒 E 度 分 秒
3		N 度 分 秒 E 度 分 秒

宿営場所

No.	別表	屋内	名称	所在地	緯度	経度	収容人数(人) ※見込み	土地状況 ※屋外の場合	駐車台数(台)	連絡先
1	3-●	○	消防本部4階 講堂	〇〇市〇〇	東経〇〇.〇〇〇〇	北緯〇〇〇.〇〇〇〇	60	-	普通車:●● 大型車:●●	〇〇市消防本部 総務課 ***-***-***
2	3-●	-	〇〇スポーツ公園	〇〇市〇〇〇番地〇			200	アスファルト、一部芝	普通車:●● 大型車:●●	〇〇スポーツ公園事務局 ***-***-***
3										
4										
5										

宿泊場所

No.	名称	所在地	収容人数(人) ※見込み	駐車台数(台)	連絡先
1	〇〇ホテル	〇〇市〇〇	100	普通車:●● 大型車:●●	***-***-***
2	〇〇グランドホテル	〇〇市〇〇〇番地〇	300	普通車:●● 大型車:●●	***-***-***
3					
4					
5					
6					
7					
8					

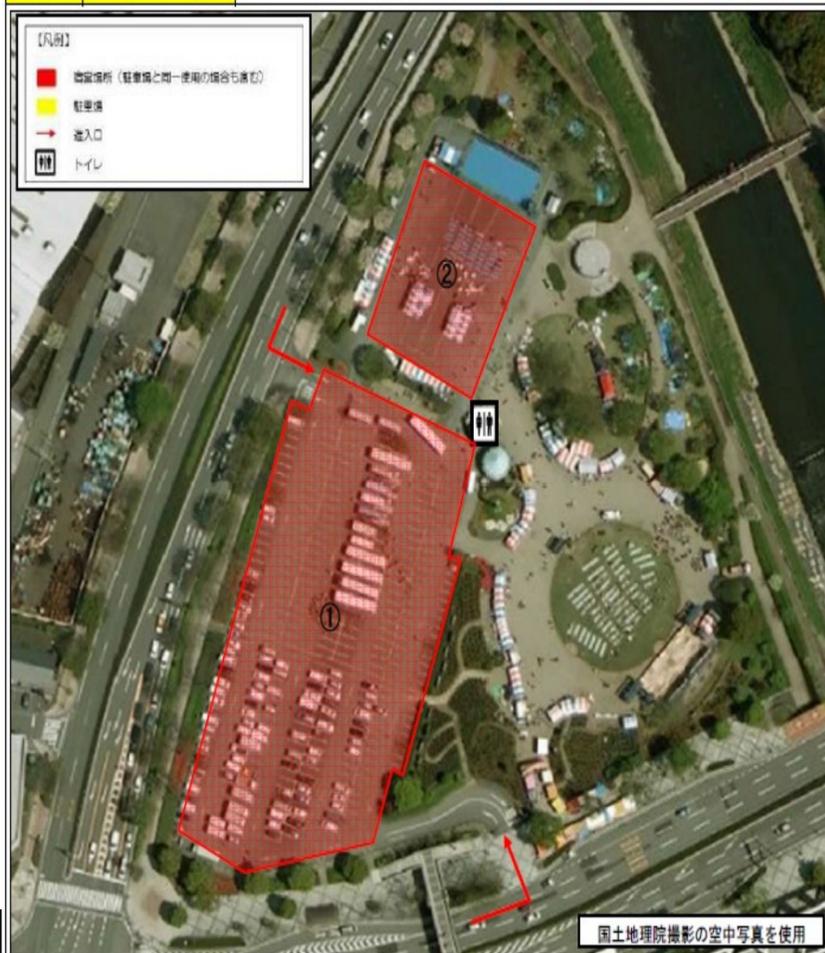
※別表第3-1●から●●の宿営場所の各リストについては、緊急消防援助隊が使用する可能性がある場所を選定している。

No.● 宿営場所(ホテル等を除く)

別表第3-●
(記載例)

名称 ○○県総合運動公園

管轄 ○○消防本部



住所	青森県青森市大字安田字近野●●●●-●							
管理者	●●●●	連絡先	* * - * * * * - * * * *					
所有者	●●●●	FAX	* * - * * * * - * * * *					
面積	30,000	m ²	普通車両受入れ台数	2,000	台	大型車両受入れ台数	500	台
収容人数	10,000	人	屋外・屋内	水道設備	有・無	地盤面の状況	アスファルト	
トイレ	5	箇所	入浴施設	有・無	炊事施設	有・無		
協定締結	締結済・未協定			避難所として使用有無		有・無		
耐震性能	耐震・免震・その他・なし			ハザードマップの警戒区域該当		有・無		
【備考】								

以下、発災時に消防応援活動調整本部が使用する欄

決定するためのチェックリスト		チェック欄
1	発災当日の使用が可能か。	
2	被災者と共用する場かどうか。	
3	1つの都道府県大隊がまとまって宿営できるか。	
4	活動現場から1時間以内の場所であるか。	
5	二次災害の危険性はないか。(地震災害のときは耐震性能がある施設かどうか。)	
6	二次災害の危険性はないか。(現在起こっている災害のハザードマップの警戒区域外であるか。)	
7	他機関(自衛隊、警察等)が使用していないか。	

受援に係る派遣先

〇〇年度

※太枠の中は決定したら記録していく

No.	派遣先・担当業務	派遣期間	優先派遣先	派遣調整責任者	担当所属	派遣者氏名	派遣者連絡先	派遣決定時間	移動手段 使用車両	携行品	備考
1	指揮支援隊 送迎員 (ヘリコプター離着陸場→指揮支援本部)	ヘリ輸送による到着時のみ	優先	総務課長	全課	●●●●	***-***-****	●●●●年●月●日●時●分	本部指揮●	・携帯電話 ・消防無線(携帯型) ・誘導棒	2名派遣(内1名は、消防司令補以上)
2	都道府県調整本部 リエゾン ・調整本部の運営 ・活動状況の共有 ・指揮本部との連絡調整 ・関係機関との調整	応援等要請～調整本部廃止 24時間派遣	優先			●●●●	***-***-****	●●●●年●月●日●時●分	徒歩	・携帯電話 ・都道府県、消防本部受援計画 ・管内地図 ・PC(タブレット端末) ・ベスト(所属名入り)	(事前派遣指名者) ○●課 ○○ ○○ ○●課 ○○ ○○ ○●課 ○○ ○○ 災害初期は2名派遣(内1名は消防司令補以上)
3	市町村災害対策本部 リエゾン ・市町村災害対策本部の運営 ・活動状況の共有 ・指揮本部との連絡調整 ・関係機関との調整	市町村災害対策本部設置後～活動終了 24時間派遣	優先			●●●●	***-***-****	●●●●年●月●日●時●分	連絡●号車	・携帯電話 ・消防無線(携帯型) ・都道府県、消防本部受援計画 ・管内地図 ・PC(タブレット端末) ・ベスト(所属名入り)	(事前派遣指名者) ○●課 ○○ ○○ ○●課 ○○ ○○ ○●課 ○○ ○○ 災害初期は2名派遣(内1名は消防司令補以上)
4	進出拠点 連絡員 ・隊名、規模、連絡先の確認 ・被害状況伝達 ・活動場所の指示 ・活動場所、宿営場所までの経路伝達	都度				●●●●	***-***-****			・受付用テント、机 ・携帯電話 ・消防無線(携帯型) ・都道府県、消防本部受援計画 ・管内地図 ・ベスト(所属名、役割入り) ・タブレット端末 ・誘導棒 ・照明器具 ・カメラ	3名派遣(内1名は消防司令補以上)
5	宿営場所 連絡調整員 ・宿営施設との現地調整 ・受入れ後の施設の説明 ・配置レイアウト案の提示	警援隊到着前～引揚げ				●●●●	***-***-****			・携帯電話 ・消防無線(携帯型) ・都道府県、消防本部受援計画 ・管内地図、宿営場所見取図 ・ベスト(所属名、役割入り) ・誘導棒 ・照明器具 ・カメラ	(事前派遣指名者) ○●課 ○○ ○○ ○●課 ○○ ○○ 災害初期は2名派遣(内1名は消防司令補以上)
6	現地指揮所 連絡調整員 ・活動場所までの誘導 ・現地合同調整所との連絡調整 ・緊急消防援助隊及び各関係機関の活動支援 ・情報共有(支援情報共有ツール等) ・地図、資機材の貸出し	各隊の活動中				●●●●	***-***-****			・携帯電話 ・消防無線(携帯型) ・被災現場地図 ・ベスト(所属名、役割入り) ・タブレット端末 ・誘導棒 ・カメラ ・貸出し用地図、資機材	各現地指揮所(都道府県内消防応援隊、緊急消防援助隊の大隊・各部隊)に2名派遣(内1名は消防司令補以上)
7	救急隊、救急小隊 連絡調整員 ・現場、搬送先医療機関までの案内 ・搬送先医療機関の選定	各隊の活動中				●●●●	***-***-****			・携帯電話 ・消防無線(携帯型) ・感染防止衣	救急隊(都道府県内応援隊)、救急小隊(緊急消防援助隊)に職員1名を同乗させる。
8	フォワードベース、ランディングポイント安全管理員	都度				警防課長	管轄消防署	●●●●	***-***-****		・携帯電話 ・消防無線(携帯型) ・誘導棒

※責任者は派遣者を指名し、派遣先・担当業務を管理する。

指揮本部の運営に係るチェックリスト

		I 応援等要請の検討	チェック欄
優先	1	消防本部管内の被害状況を確認したか？	<input type="checkbox"/>
優先	2	必要に応じて、都道府県の消防防災ヘリに被害状況の確認を依頼したか？	<input type="checkbox"/>
	3	必要に応じて、ドローンによる被害状況の確認を行ったか？	<input type="checkbox"/>
優先	4	受援計画第2章第3に規定する応援等要請の基準に該当する状況にあるか？ ※基準を記載	<input type="checkbox"/>
優先	5	都道府県内応援隊の応援要請を行ったか？	<input type="checkbox"/>
優先	6	緊急消防援助隊の必要性について判断したか？判断に迷う場合、代表消防機関又は都道府県に相談したか？	<input type="checkbox"/>
優先	7	都道府県又は消防庁の担当者とのホットライン（直通の連絡先、連絡手段）を確保したか？	<input type="checkbox"/>
優先	8	自衛隊の災害派遣要請について検討したか？	<input type="checkbox"/>
優先	9	応援等を必要とする現場の詳細な災害の状況及び必要な隊の種別・規模を確認したか？これらについて応援要請を行った都道府県内消防本部、都道府県に連絡したか？	<input type="checkbox"/>
		II 指揮本部の設置	チェック欄
	1	都道府県内応援隊の要請時刻を確認したか？ 令和 年 月 日() : _____	<input type="checkbox"/>
	2	緊急消防援助隊の要請時刻を確認したか？ 令和 年 月 日() : _____	<input type="checkbox"/>
	3	指揮本部の設置時刻を確認したか？ 令和 年 月 日() : _____	<input type="checkbox"/>
優先	4	調整本部に対し、指揮本部設置の連絡をしたか？	<input type="checkbox"/>
優先	5	調整本部、市町村災害対策本部ヘリエゾンを派遣したか？	<input type="checkbox"/>
	6	指揮本部の業務について、担当者を指定したか？	<input type="checkbox"/>
		III 応援隊（都道府県内応援隊、緊急消防援助隊）の受入れ	チェック欄
優先	1	応援要請を行った都道府県内の消防本部に対して、活動場所を指示したか？必要に応じて、進出拠点を設定し、連絡員を派遣したか？	<input type="checkbox"/>
支援可	2	指揮支援隊の受入れに関して、様式2により確認、調整したか？ 【確認用様式】様式2 緊急消防援助隊 受入れ管理表	<input type="checkbox"/>
	3	指揮支援本部の設置場所は確保できているか？指揮支援部隊長に設置候補場所を報告したか？	<input type="checkbox"/>
優先	4	緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断した場合、受入れ業務の支援について調整本部又は代表消防機関に依頼したか？	<input type="checkbox"/>
支援可	5	指揮支援隊長へ被害状況、応援隊の要請状況等を報告したか？	<input type="checkbox"/>
支援可	6	都道府県大隊、各部隊の受入れに関して、様式2、様式3により確認、調整したか？ 【確認用様式】様式2 緊急消防援助隊 受入れ管理表 【確認用様式】様式3 都道府県大隊・各部隊 隊種別管理表 ・隊の種類、規模の確認 ※確認資料：消防庁からの出動隊数通知（別記様式3-3） ・進出拠点、進出拠点連絡員の調整 ※調整相手：調整本部 ・宿営場所、宿営場所連絡調整員の調整 ※調整相手：調整本部	<input type="checkbox"/>
支援可	7	都道府県内応援隊の編成状況について確認したか？	<input type="checkbox"/>
優先	8	応援隊へ貸し出す資機材（スピンドルドライバー等）について準備しているか？	<input type="checkbox"/>
支援可	9	応援隊へ配布する地図を準備しているか？	<input type="checkbox"/>
優先	10	災害現場までのアクセス道に通行不能区間はあるか？通行不能区間について、緊急消防援助隊動態情報システム等で情報を共有したか？	<input type="checkbox"/>
		IV 活動中	チェック欄
	1	市町村災害対策本部において、必要に応じて関係機関との活動調整会議を開催したか？	<input type="checkbox"/>
支援可	2	災害現場において、必要に応じて現地合同調整所を設置したか？ （目的）自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等との情報共有、活動調整	<input type="checkbox"/>
支援可	3	災害現場の管轄消防署長に対し、次の箇所への連絡調整員の派遣を指示したか？ ・都道府県内応援隊及び都道府県大隊・各部隊の現地指揮所 ・救急隊（都道府県内応援隊）、救急小隊（緊急消防援助隊）	<input type="checkbox"/>
支援可	4	災害現場付近のヘリコプター離着陸場について、使用可否を確認したか？緊急消防援助隊動態情報システム等で情報を共有したか？	<input type="checkbox"/>
	5	災害現場付近の燃料補給場所について、別表第8に基づき、給油の可否について確認したか？緊急消防援助隊動態情報システム等で情報を共有したか？	<input type="checkbox"/>
	6	被害状況を定期的に収集し、整理しているか？	<input type="checkbox"/>
支援可	7	調整本部と被害状況等の情報を共有しているか？	<input type="checkbox"/>
支援可	8	活動中の安全管理（降雨・気温等の情報提供、活動の中止基準の統一等）に配慮しているか？	<input type="checkbox"/>
支援可	9	都道府県内応援隊及び緊急消防援助隊の配置は適切か？	<input type="checkbox"/>
	10	緊急消防援助隊の増隊要請（部隊規模や特殊車両の観点から）の要否について検討したか？	<input type="checkbox"/>
支援可	11	活動場所等において、食糧等の物資は足りているか？トイレは不足していないか？	<input type="checkbox"/>
支援可	12	緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツール等を使用し、必要な情報提供をしているか？	<input type="checkbox"/>

応援等要請の基準に係る説明

受援計画作成例における消防本部の応援等要請の基準（以下「応援要請の基準」という。）について説明する。

1 応援要請の基準の考え方

消防本部からの応援要請としては、大規模な災害が発生した場合、まずは、自消防本部で対応可能かどうかを判断し、①自消防本部で対応が困難と判断した場合には、都道府県内応援隊の要請を行い、②都道府県内応援隊の出動が困難な場合又は同応援隊でも対応できないと判断した場合には、緊急消防援助隊を要請することになる。

上記のとおり、応援の要請は、①の都道府県内応援隊の要請及び②の緊急消防援助隊の要請の二段階の判断をすることになるが、それぞれに要請の基準を設定すると要請の基準が複雑化し、かえって要請の遅延に繋がりがかねない。このため、作成例においては、自消防本部で対応が困難な事象を災害別に列挙し、都道府県内応援隊（不足する場合又は出動ができない場合は緊急消防援助隊）の要請を判断するための目安として設定した。

応援要請の基準の設定方法としては、災害における人的被害の数や程度は初動期には不明であることがほとんどであることから、大まかな被害の様態から、時間をかけなくとも簡易に判断できる基準とする必要がある。

2 応援要請の基準の解説

(1) 地震

ア 中高層建物の倒壊又は層破壊が発生している場合

中高層建物の倒壊又は層破壊を確認した場合、地震の発生時間帯にもよるが、相当数の要救助者がいると考える。また、この状況の建物が1棟でも確認できた場合、民家等の被害も相当数見込まれる。

イ 地震の揺れによる直接的な被害で〇棟以上の民家の倒壊又は倒壊が見込まれる場合

地震の揺れにより民家が倒壊した場合、要救助者の救出に必要な隊数は、建物の構造・倒壊状況及び要救助者の人数・位置等により変動するが、基準となる倒壊家屋の棟数については、各消防本部の出動計画に規定している出動車両数を基に算定する方法がある。

ウ 地震に伴う土砂災害により、〇棟以上の民家の倒壊又は倒壊が見込まれる場合

土砂災害により民家が倒壊した場合、要救助者の救出に必要な時間と人員は状況（崩壊土砂量等）により大幅に変動するが、例え民家等の被害棟数が少なくとも、救出までに多くの時間と人員の投入が必要となる。基準となる倒壊家屋の棟数については、過去の土砂災害事例を踏まえ自消防本部の消防力から事前に設定することができる。

(参考) 過去の緊急消防援助隊出動事案

	大分県中津市土砂災害 (H30. 4. 11 発生)	北海道胆振東部地震 (H30. 9. 6 発生)
災害概要	大分県中津市耶馬溪町において山の斜面が崩落	北海道胆振地方中東部を震源とする地震により、厚真町等において山の斜面崩壊が多発
土砂災害による被害	民家全壊 4 戸 死者 6 名	民家全壊 44 戸 死者 36 名、負傷者 61 名
活動期間	緊急消防援助隊 4/11～4/14 県内応援隊 4/11～4/22	緊急消防援助隊 9/6～ 9/10 道内応援隊 9/6～10/12
最大の活動規模／日	緊急消防援助隊 14 隊、65 名 県内応援隊 14 隊、55 名	緊急消防援助隊 136 隊、569 名 道内応援隊 67 隊、261 名
受援消防本部の規模 (H30. 4. 1 現在)	職員 119 名 管轄人口 84, 184 名 管轄面積 491. 53 km ²	職員 108 名 管轄人口 20, 688 名 管轄面積 1, 353. 13 km ²

エ 火災、救助及び救急の未対応事案が発生している場合若しくは未対応事案の発生が見込まれる場合又は既に出動している事案のうち十分に対応できていない事案がある場合

火災、救助及び救急の未対応事案が発生していれば、当然のことながら、応援等の要請を判断する段階にあり、出動隊の割合が増加し、未対応事案の発生が見込まれる場合も、応援等の要請の判断段階にあると考える。また、既に対応中の事案であっても、消防力劣勢の状況下で自消防本部から追加の隊が出動できない場合は、応援等の要請を判断する段階にあると考える。

(2) 風水害

ア ○○川、○○川又はそれらの支流の堤防が決壊した場合

各自治体が作成したハザードマップ等を確認することにより、堤防の決壊により甚大な被害が見込まれる河川は、ある程度限定できる。これにより、決壊情報のみで被害規模を想定することができ、具体的に「床上浸水○棟以上」といった基準を設定するより、早期の判断が可能と考える。

イ 市街地又は準市街地において、浸水深 1. 5 m を超えている場合又は超えると見込まれる場合

浸水地域を「市街地又は準市街地」とすることで、被害規模（被害の大きさ）を限定し、「浸水深 1. 5 m を超える」場合、多くの民家等で床上浸水が発生し、垂直避難が困難な災害時要援護者等には人命危険が及んでいると考える。

ウ 土砂災害により、○棟以上の民家が倒壊又は倒壊が見込まれる場合

2 (1) ウの項目参照。

エ 大規模な土砂災害により複数日数対応することが見込まれ、かつ、当該土砂災害の初動時において管轄消防本部の職員数が半数近く出動している場合又は初動時において管轄消防本部の全隊の概ね 5 割が通常の業務を行い継続して稼働している場合

土砂災害における緊急消防援助隊出動事案では、初動時の管轄消防本部の職員が半数近く

出動している場合や、初動時において管轄消防本部の全隊の概ね5割が継続して稼働している場合に緊急消防援助隊の要請をしており、具体的な基準を設定することにより、早期の判断が可能と考える。

(参考) 過去の緊急消防援助隊出動事案

	平成 25 年台風第 26 号による伊豆大島の災害 (H25.10.16 発生)	平成 26 年 8 月豪雨による広島土砂災害 (H26.8.20 発生)	熱海市土石流災害 (R3.7.3 発生)
災害概要	大規模土砂災害 幅 900m、長さ 1,2km 土砂災害の発生が夜間であり、また激しい豪雨のなかで、正確な被害状況の把握が難しかった。	複数箇所で土砂災害 事案 26 件発生 (8/20 6:40 現在) 夜間のためヘリコプターによる情報収集ができず状況把握に時間を要した。	大規模土砂災害 最大幅 120m、長さ約 1 km 雨天のためヘリコプターによる情報収集ができず状況把握に時間を要した。
土砂災害による被害	住家全壊 71 戸、 半壊 25 戸 死者 36 名、行方不明者 3 名、負傷者 25 名	住家全壊 179 戸、 半壊 217 戸 死者 77 名、 負傷者 68 名	住家全壊 53 戸、 半 11 戸 死者 27 名、行方不明者 1 名、負傷者 4 名
活動期間	16 日間 (10/16~10/31)	17 日間 (8/20~9/5)	24 日間 (7/3~7/26)
初期通報内容等	元町神達地区 室内に多量泥水が進入	男児 2 人生埋め	家屋流出、要救助者 3 名 (その後 52 件)
管轄消防本部	大島町消防本部	広島市消防局	熱海市消防本部
受援消防本部の 初動職員数	職員総数 19 名 初動体制 15 名 初動時出動割合 79%	職員総数 1335 名 初動体制 629 名 初動時出動割合 47%	職員総数 88 名 初動体制 44 名 初動時出動割合 50%
受援消防本部の 初動車両台数	車両総台数 6 台 初動体制 4 台 初動時出動割合 67%	車両総台数 216 台 初動体制 92 台 初動時出動割合 43%	車両総台数 16 台 初動体制 9 台 初動時出動割合 56%

オ 119 番通報時にトリアージを実施し、人的被害のおそれがある事案のみに対応してもなお、未対応事案が発生している場合若しくは未対応事案の発生が見込まれる場合又は既に出動している又は既に対応している事案のうち十分に対応できていない事案がある場合

風水害時には、土嚢の要請や床下浸水等、人命に影響がない 119 番通報が多いことから、「119 番通報時にトリアージを実施し、人的被害のおそれがある事案のみに対応しても」と、2 (1) エの項目に限定条件を加えた。

(3) 火災

ア ○件以上の火災が同時に発生している場合

火災件数の設定は、各消防本部の出動計画に規定している出動車両数を基に算定する方法がある。

イ 危険物施設、特定防火対象物、住宅密集地等において大規模な火災が発生し、十分な対応が困難と見込まれる場合又は当該火災出動により他の災害出動の対応が十分にできないと見込まれる場合

大規模な火災出動に伴い、他の災害出動の対応が十分にできないと見込まれる場合も想定しておく必要がある。

3 その他の基準

(1) 119 番通報件数

夜間等のため、災害の全容把握が困難な場合には、119 番通報件数は有効な判断要素の一つになると考える。平成 30 年度、消防庁において 119 番通報件数と緊急消防援助隊要請の関係について検証したところ、過去の災害事例を踏まえれば、3 時間で平時のおおむね 5 日分を超える 119 番通報があれば、緊急消防援助隊の応援要請の目安になるとの結果を得た（別添 4 参照）。しかしながら、本作成例における応援要請の基準は都道府県内応援隊の応援要請も含めた基準としており、119 番通報件数と都道府県内応援隊の応援要請との相関関係について検証できていないこと、また、2（1）エ及び 2（2）エの基準により応援要請の判断をすることで 119 番通報件数を用いた場合より早期に判断を行うことができること等から、作成例において 119 番通報を用いた基準は採用していない。

(2) 特異事案

列車の脱線事故、航空機の墜落事故、テロ事案等、特異な事案に関しては、被害の程度や状況は様々であり、災害初期に具体的な被害状況は把握できないため、事案の状況や被害の人数を応援要請の基準の中で設定すると、かえって要請が遅れる可能性があることから、災害の状況に応じて判断することとした。

見直し後	見直し前
<p style="text-align: center;">〇〇消防本部受援計画 目次</p> <p>(略)</p> <p>資料等</p> <p>別表第1 用語の定義</p> <p>別表第2 指揮本部業務分担表</p> <p>別表第3 進出拠点及び宿営・宿泊場所候補地</p> <p>別表第3-● <u>宿営場所候補地の個票</u></p> <p>別表第4 受援に係る派遣先</p> <p>別表第5 無線通信運用体制</p> <p>別表第6 消防救急デジタル無線の共通波の設備整備状況</p> <p>別表第7 ヘリコプター離着陸場所</p> <p>別表第8 燃料補給場所</p> <p>(略)</p> <p>(緊急消防援助隊の進出拠点及び宿営・宿泊場所の協議)</p> <p>第9 指揮本部は、災害の状況、道路の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、緊急消防援助隊の進出拠点及び宿営・宿泊場所について、調整本部と協議するものとする。</p> <p>2 緊急消防援助隊の進出拠点及び宿営・宿泊場所の候補地は、別表第3のとおりとする。<u>また、各宿営場所の個票は別表3-●～別表3-●のとおりとし、調整本部との協議に使用するものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">〇〇消防本部受援計画 目次</p> <p>(略)</p> <p>資料等</p> <p>別表第1 用語の定義</p> <p>別表第2 指揮本部業務分担表</p> <p>別表第3 進出拠点・宿営場所候補地</p> <p>別表第4 受援に係る派遣先</p> <p>別表第5 無線通信運用体制</p> <p>別表第6 消防救急デジタル無線の共通波の設備整備状況</p> <p>別表第7 ヘリコプター離着陸場所</p> <p>別表第8 燃料補給場所</p> <p>(略)</p> <p>(緊急消防援助隊の進出拠点及び宿営場所の協議)</p> <p>第9 指揮本部は、災害の状況、道路の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、緊急消防援助隊の進出拠点及び宿営場所について、調整本部と協議するものとする。</p> <p>2 緊急消防援助隊の進出拠点及び宿営場所の候補地は、別表第3のとおりとする。</p>

用語の定義

No.	用語	内容	備考
1	法	「消防組織法(昭和22年12月23日法律第226号)」をいう。	
2	応援等	法第44条第1項の消防の応援等をいう。	
3	指揮者	被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。	基本計画 第2章第5節1(4)
4	要請要綱	「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱(平成27年3月31日消防広第74号)」をいう。	
5	運用要綱	「緊急消防援助隊の運用に関する要綱(平成16年3月26日消防震第19号)」をいう。	
6	長官	消防庁長官をいう。	
7	迅速出動	法第44条に基づき、あらかじめ長官と都道府県知事及び市町村長の間で一定条件付きの緊急消防援助隊の出動等に関する措置要求等の準備行為を行っておき、災害等の規模が該当条件を満たした場合に当該措置要求を行い、これに応じて出動することをいう。	要請要綱第2条(14)
8	指揮支援部隊	大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で緊急に被災地に赴き、災害に関する情報を収集し、長官及び関係のある都道府県知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節1(1)
9	指揮支援部隊長	指揮支援部隊を統括し、被災地に係る都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及び指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第5節1(3)
10	指揮支援本部	被災地の消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに緊急消防援助隊の活動調整、関係機関との活動調整、調整本部に対する報告等を行うため、指揮支援隊長等を本部長として被災地に設置する本部をいう。	運用要綱第25条
11	指揮支援隊長	被災地の指揮者を補佐し、及び指揮者の指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第5節1(4)
12	調整本部	被災地の応援等のため当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村が実施する措置の総合調整を円滑に実施するため、被災地の属する都道府県知事が設置する消防応援活動調整本部をいう。	法第44条の2
13	都道府県大隊長	都道府県大隊を統括して被災地へ赴くとともに、指揮支援隊長の管理を受け、被災地における都道府県大隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第2節3
14	統合機動部隊	長官の出動の求め又は指示後、迅速に出動し、被災地において消防活動を緊急に行うとともに、都道府県大隊が後続する場合に当該都道府県大隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うことを任務とする。	基本計画 第2章第5節2

用語の定義

No.	用語	内容	備考
1	法	「消防組織法(昭和22年12月23日法律第226号)」をいう。	
2	応援等	法第44条第1項の消防の応援等をいう。	
3	指揮者	被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。	基本計画 第2章第5節1(4)
4	要請要綱	「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱(平成27年3月31日消防広第74号)」をいう。	
5	運用要綱	「緊急消防援助隊の運用に関する要綱(平成16年3月26日消防震第19号)」をいう。	
6	長官	消防庁長官をいう。	
7	迅速出動	法第44条に基づき、あらかじめ長官と都道府県知事及び市町村長の間で一定条件付きの緊急消防援助隊の出動等に関する措置要求等の準備行為を行っておき、災害等の規模が該当条件を満たした場合に当該措置要求を行い、これに応じて出動することをいう。	要請要綱第2条(17)
8	指揮支援部隊	大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で緊急に被災地に赴き、災害に関する情報を収集し、長官及び関係のある都道府県知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節1(1)
9	指揮支援部隊長	指揮支援部隊を統括し、被災地に係る都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及び指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第5節1(3)
10	指揮支援本部	被災地の消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに緊急消防援助隊の活動調整、関係機関との活動調整、調整本部に対する報告等を行うため、指揮支援隊長等を本部長として被災地に設置する本部をいう。	運用要綱第25条
11	指揮支援隊長	被災地の指揮者を補佐し、及び指揮者の指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第5節1(4)
12	調整本部	被災地の応援等のため当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村が実施する措置の総合調整を円滑に実施するため、被災地の属する都道府県知事が設置する消防応援活動調整本部をいう。	法第44条の2
13	都道府県大隊長	都道府県大隊を統括して被災地へ赴くとともに、指揮支援隊長の管理を受け、被災地における都道府県大隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第2節3
14	統合機動部隊	長官の出動の求め又は指示後、迅速に出動し、被災地において消防活動を緊急に行うとともに、都道府県大隊が後続する場合に当該都道府県大隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うことを任務とする。	基本計画 第2章第5節2

15	エネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)	石油コンビナート、化学プラント等エネルギー・産業基盤の立地する地域における特殊災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画第2章第5節3
16	NBC災害即応部隊	NBC災害(緊急消防援助隊に関する政令(平成15年8月29日政令第379号)第1条に規定する原因により生ずる特殊な災害をいう。)に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画第2章第5節4
17	土砂・風水害機動支援部隊	土砂災害又は風水害に対し、他の都道府県大隊等と連携し、重機等を用いた消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画第2章第5節5
18	進出拠点	緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点(一時的に集結する場所を含む。)をいう。	運用要綱第2条(15)
19	代表消防機関	消防庁長官が、都道府県ごとに、消防機関の推薦に基づき定めた当該都道府県大隊の出動に関する調整を行う消防機関をいう。	基本計画第2章第2節2
20	代表消防機関代行	代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。	
21	ヘリベース指揮者	航空機の活動拠点で航空機を用いた消防活動の指揮を行う者をいう。	基本計画第2章第5節1(5)
22	フォワードベース	被災地近傍の飛行場外離着陸場等で、ヘリベースに都度帰投することなく航空活動を安全にかつ効率的に継続することを目的として設置する離着陸、給油、人員の乗降機、装備・物資等の積み降ろしが可能な拠点をいう。	
23	ランディングポイント	ヘリベース、フォワードベース以外で、救助者や緊急物資の陸上部隊引継ぎなどの災害対応のための離着陸を行う地点をいう。	
24	陸上隊	航空指揮支援隊、航空部隊及び水上小隊以外の隊をいう。	
25	航空隊	法第30条第3項に規定する都道府県の航空消防隊又は航空機を用いた消防活動を行う消防本部の消防隊をいう。	運用要綱第2条(11)
26	部隊移動	法第44条の規定に基づく長官の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が都道府県をまたいで別の被災地へ出動すること、又は法第44条の3の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。	要請要綱第2条(21)
27	宿営場所	緊急消防援助隊が宿営するホテル等以外の場所をいう。 ホテル等とは消防法施行令別表第1で定める5項イの防火対象物の用途に当たる旅館、ホテル、宿泊所をいう。	運用要綱第21条(3)
28	宿泊場所	緊急消防援助隊が宿泊するホテル等をいう。	運用要綱第21条(3)

15	エネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)	石油コンビナート、化学プラント等エネルギー・産業基盤の立地する地域における特殊災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画第2章第5節3
16	NBC災害即応部隊	NBC災害(緊急消防援助隊に関する政令(平成15年8月29日政令第379号)第1条に規定する原因により生ずる特殊な災害をいう。)に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画第2章第5節4
17	土砂・風水害機動支援部隊	土砂災害又は風水害に対し、他の都道府県大隊等と連携し、重機等を用いた消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画第2章第5節5
18	進出拠点	緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点(一次的に集結する場所を含む。)をいう。	運用要綱第2条(15)
19	代表消防機関	消防庁長官が、都道府県ごとに、消防機関の推薦に基づき定めた当該都道府県大隊の出動に関する調整を行う消防機関をいう。	基本計画第2章第2節2
20	代表消防機関代行	代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。	
21	ヘリベース指揮者	航空機の活動拠点で航空機を用いた消防活動の指揮を行う者をいう。	基本計画第2章第5節1(5)
22	フォワードベース	被災地近傍の飛行場外離着陸場等で、ヘリベースに都度帰投することなく航空活動を安全にかつ効率的に継続することを目的として設置する離着陸、給油、人員の乗降機、装備・物資等の積み降ろしが可能な拠点をいう。	
23	ランディングポイント	ヘリベース、フォワードベース以外で、救助者や緊急物資の陸上部隊引継ぎなどの災害対応のための離着陸を行う地点をいう。	
24	陸上隊	航空指揮支援隊、航空部隊及び水上小隊以外の隊をいう。	
25	航空隊	法第30条第3項に規定する都道府県の航空消防隊又は航空機を用いた消防活動を行う消防本部の消防隊をいう。	運用要綱第2条(11)
26	部隊移動	法第44条の規定に基づく長官の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が都道府県をまたいで別の被災地へ出動すること、又は法第44条の3の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。	要請要綱第2条(18)

指揮本部業務分担表

〇〇年度

担当業務	優先業務	支援業務	責任者	担当班	基本人数	備考
被害情報の収集、整理、分析	優先		警防課長	●●●●	●△	・災害発生場所、種別、規模、被害状況等の情報を収集し整理、分析を実施
消防庁、調整本部、市町村災害対策本部との連絡調整	優先			●●●●	●△	・緊急消防援助隊動態情報システムを活用
応援隊に対する情報提供	優先			●●●●	●△	・被害状況 ・活動状況 ・道路の通行障害 ・給油場所 ・ヘリ離着陸場所 ・共通波設備の整備状況 等
応援隊に対する任務付与、活動状況の整理				●●●●	●△	・災害種別、規模に応じた任務付与
関係機関との活動調整 (警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT等)				●●●●	●△	・緊急消防援助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資等に関する防災関係機関と緊密な連携を図る
派遣職員の派遣調整	優先		総務課長	●●●●	●△	・派遣者選定 ・携行品準備
宿営場所の選定、設営調整				●●●●	●△	・応援隊の部隊規模に応じた宿営場所の選定
燃料の調達				●●●●	●△	・給油場所のみでは十分に供給できない場合に調達
食糧・仮設トイレ等物資の調達、輸送		支援		●●●●	●△	・宿営場所、長期の活動が見込まれる現場等へ必要に応じて仮設トイレを調達
重機・車両・資機材等の手配	優先		●●●●	●△	・不足する場合、協定に基づく手配や都道府県内消防本部へ支援を依頼	
応援隊への地図の提供		支援	〇〇課長	●●●●	●△	・広域地図（通行障害を含む） ・住宅地図 ・ヘリコプターの離着陸場 ・消防水利位置図 ・救急搬送医療機関位置図 ・物資等の調達場所等
活動記録		支援		●●●●	●△	・時系列の整理 ・動画、静止画の撮影 ・資料の整理、保存

指揮本部業務分担表

〇〇年度

担当業務	初動時優先業務	責任者	備考
被害情報の収集、整理、分析	優先	警防課長	
消防庁、調整本部、市町村災害対策本部との連絡調整	優先		緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール等も活用
応援隊に対する情報提供	優先		・被害状況 ・活動状況 ・道路の通行障害 ・給油場所 ・ヘリ離着陸場所 ・共通波設備の整備状況 等
応援隊に対する任務付与、活動状況の整理			
関係機関との活動調整 (警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT等)			
派遣職員の派遣調整	優先	総務課長	・派遣者選定 ・携行品準備
宿営場所の選定、設営調整			
燃料の調達			給油場所のみでは十分に供給できない場合に調達
食糧・仮設トイレ等物資の調達、輸送			宿営場所、長期の活動が見込まれる現場等へ必要に応じて仮設トイレを調達
重機・車両・資機材等の手配			不足する場合、協定に基づく手配や都道府県内消防本部へ支援を依頼
応援隊への地図の提供		〇〇課長	・広域地図（通行障害を含む） ・住宅地図 ・ヘリコプターの離着陸場 ・消防水利位置図 ・救急搬送医療機関位置図 ・物資等の調達場所 等
活動記録			・時系列の整理 ・動画、静止画の撮影 ・資料の整理、保存

進出拠点及び宿営・宿泊場所 候補地

別表第3

陸上隊進出拠点

No.	受入方面	進出拠点名	住所	緯度	経度	最寄IC	駐車台数(台)	連絡先	給油施設有無
1	東	〇〇スポーツ公園	〇〇市〇〇番地〇	緯度:〇〇.〇〇〇〇	経度:〇〇.〇〇〇〇	〇〇IC	普通車:300	〇〇市 スポーツ振興課 ****-****-****	-
2	東	〇〇自動車道〇〇SA	〇〇市〇〇			〇〇IC	大型車:100 普通車:100	〇〇高速道路 〇〇 ****-****-****	○
3	南								
4	南								
5	北								

水上小隊進出拠点

No.	進出拠点名称 所在地	緯度・経度
1	〇〇島西側海域 〇〇島西約2km沖合を中心とした半径約500m圏内(水深約15m)	N 度 分 秒 E 度 分 秒
2		N 度 分 秒 E 度 分 秒
3		N 度 分 秒 E 度 分 秒

宿営場所

No.	留意事項	名称	所在地	緯度	経度	収容人数(人) ※見込み	土地状況 ※屋外の場合	駐車台数(台)	連絡先
1	●●	消防本部4階 講堂	〇〇市〇〇	緯度:〇〇.〇〇〇〇	経度:〇〇.〇〇〇〇	60	-	普通車:●●●● 大型車:●●●●	〇〇市消防本部 総務課 ****-****-****
2	●●	〇〇スポーツ公園	〇〇市〇〇番地〇			200	アスファルト、一部芝	普通車:●●●● 大型車:●●●●	〇〇スポーツ公園事務局 ****-****-****
3									
4									
5									

宿泊場所

No.	名称	所在地	収容人数(人) ※見込み	駐車台数(台)	連絡先
1	〇〇SA	〇〇市〇〇	100	普通車:●●●● 大型車:●●●●	****-****-****
2	〇〇SA	〇〇市〇〇番地〇	200	普通車:●●●● 大型車:●●●●	****-****-****
3					
4					
5					
6					
7					
8					

※別表第3に●●●●の宿泊場所のみ3人1室として、緊急消防援助隊が使用しうる可能性のある場所を記載している。

進出拠点・宿営場所 候補地

陸上隊進出拠点

受入方面	進出拠点名 住所	最寄IC	駐車台数(台)	連絡先	給油施設有無
東	〇〇スポーツ公園 〇〇市〇〇番地〇	〇〇IC	普通車:300	〇〇市 スポーツ振興課 ****-****-****	-
東	〇〇自動車道〇〇SA 〇〇市〇〇	〇〇IC	大型車:100 普通車:100	〇〇高速道路 〇〇 ****-****-****	○
西					
南					
北					

水上小隊進出拠点

進出拠点名称 所在地	緯度・経度
〇〇島西側海域	N 度 分 秒
〇〇島西約2km沖合を中心とした半径約500m圏内(水深約15m)	E 度 分 秒
	N 度 分 秒
	E 度 分 秒
	N 度 分 秒
	E 度 分 秒

宿営場所

屋内	名称 所在地	収容人数(人) ※見込み	土地状況 ※屋外の場合	駐車台数(台)	連絡先
○	消防本部4階 講堂 〇〇市〇〇	60	-	大型車:50	〇〇市消防本部 総務課 ****-****-****
-	〇〇スポーツ公園 〇〇市〇〇番地〇	200	アスファルト、一部芝	普通車:200	〇〇スポーツ公園事務局 ****-****-****

No.● 宿営場所(ホテル等を除く)

名称 ○○県総合運動公園

管轄 ○○消防本部



受援計画であらかじめ記入しておく項目

住所	青森県青森市大字安田字近野●●●●●							
管理者	●●●●	連絡先	* * - * * * * - * * * *					
所有者	●●●●	FAX	* * - * * * * - * * * *					
面積	30,000	m ²	普通車両受入れ台数	2,000	台	大型車両受入れ台数	500	台
収容人数	10,000	人	水道設備	有	無	地盤面の状況	アスファルト	
トイレ	5	箇所	入浴施設	有	無	炊事施設	有	無
協定締結	締結済		未協定		避難所として使用有無		有	無
耐震性能	耐震		免震		その他		なし	ハザードマップの警戒区域該当
							有	無

【備考】

以下、発災時に消防応援活動調整本部が使用する欄

決定するためのチェックリスト		チェック欄
1	発災当日の使用が可能か。	
2	被災者と共用する場かどうか。	
3	1つの都道府県大隊がまとめて宿営できるか。	
4	活動現場から1時間以内の場所であるか。	
5	二次災害の危険性はないか。(地震災害のときは耐震性能がある施設かどうか。)	
6	二次災害の危険性はないか。(現在起っている災害のハザードマップの警戒区域外であるか。)	
7	他機関(自衛隊、警察等)が使用していないか。	

指揮本部の運営に係るチェックリスト

I 応援等要請の検討		チェック欄
優先	1 消防本部管内の被害状況を確認したか？	<input type="checkbox"/>
優先	2 必要に応じて、都道府県の消防防災ヘリに被害状況の確認を依頼したか？	<input type="checkbox"/>
	3 必要に応じて、ドローンによる被害状況の確認を行ったか？	<input type="checkbox"/>
優先	4 受援計画第2章第3に規定する応援等要請の基準に該当する状況にあるか？ ※基準を記載	<input type="checkbox"/>
優先	5 都道府県内応援隊の応援要請を行ったか？	<input type="checkbox"/>
優先	6 緊急消防援助隊の必要性について判断したか？判断に迷う場合、代表消防機関又は都道府県に相談したか？	<input type="checkbox"/>
優先	7 都道府県又は消防庁の担当者とのホットライン（直通の連絡先、連絡手段）を確保したか？	<input type="checkbox"/>
優先	8 自衛隊の災害派遣要請について検討したか？	<input type="checkbox"/>
優先	9 応援等を必要とする現場の詳細な災害の状況及び必要な隊の種別・規模を確認したか？これらについて応援要請を行った都道府県内消防本部、都道府県に連絡したか？	<input type="checkbox"/>
II 指揮本部の設置		チェック欄
	1 都道府県内応援隊の要請時刻を確認したか？ 令和 年 月 日 () : _____	<input type="checkbox"/>
	2 緊急消防援助隊の要請時刻を確認したか？ 令和 年 月 日 () : _____	<input type="checkbox"/>
	3 指揮本部の設置時刻を確認したか？ 令和 年 月 日 () : _____	<input type="checkbox"/>
優先	4 調整本部に対し、指揮本部設置の連絡をしたか？	<input type="checkbox"/>
優先	5 調整本部、市町村災害対策本部へリエゾンを派遣したか？	<input type="checkbox"/>
	6 指揮本部の業務について、担当者を指定したか？	<input type="checkbox"/>
III 応援隊（都道府県内応援隊、緊急消防援助隊）の受入れ		チェック欄
優先	1 応援要請を行った都道府県内の消防本部に対して、活動場所を指示したか？必要に応じて、進出拠点を設定し、連絡員を派遣したか？	<input type="checkbox"/>
支援可	2 指揮支援隊の受入れに関して、様式2により確認、調整したか？ 【確認用様式】様式2 緊急消防援助隊 受入れ管理表	<input type="checkbox"/>
	3 指揮支援本部の設置場所は確保できているか？指揮支援部隊長に設置候補場所を報告したか？	<input type="checkbox"/>
優先	4 緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断した場合、受入れ業務の支援について調整本部又は代表消防機関に依頼したか？	<input type="checkbox"/>
支援可	5 指揮支援隊長へ被害状況、応援隊の要請状況等を報告したか？	<input type="checkbox"/>
支援可	6 都道府県大隊、各部隊の受入れに関して、様式2、様式3により確認、調整したか？ 【確認用様式】様式2 緊急消防援助隊 受入れ管理表 【確認用様式】様式3 都道府県大隊・各部隊 隊種別管理表 ・隊の種類、規模の確認 ※確認資料：消防庁からの出動隊数通知（別記様式3-3） ・進出拠点、進出拠点連絡員の調整 ※調整相手：調整本部 ・宿営場所、宿営場所連絡調整員の調整 ※調整相手：調整本部	<input type="checkbox"/>
支援可	7 都道府県内応援隊の編成状況について確認したか？	<input type="checkbox"/>
優先	8 応援隊へ貸し出す資機材（スピンドルドライバー等）について準備しているか？	<input type="checkbox"/>
支援可	9 応援隊へ配布する地図を準備しているか？	<input type="checkbox"/>
優先	10 災害現場までのアクセス道に通行不能区間はあるか？通行不能区間について、緊急消防援助隊動態情報システム等で情報を共有したか？	<input type="checkbox"/>

指揮本部の運営に係るチェックリスト

I 応援等要請の検討		チェック欄
1	消防本部管内の被害状況を確認したか？	<input type="checkbox"/>
2	必要に応じて、都道府県の消防防災ヘリに被害状況の確認を依頼したか？	<input type="checkbox"/>
3	必要に応じて、ドローンによる被害状況の確認を行ったか？	<input type="checkbox"/>
4	受援計画第2章第3に規定する応援等要請の基準に該当する状況にあるか？ ※基準を記載	<input type="checkbox"/>
5	都道府県内応援隊の応援要請を行ったか？	<input type="checkbox"/>
6	緊急消防援助隊の必要性について判断したか？判断に迷う場合、代表消防機関又は都道府県に相談したか？	<input type="checkbox"/>
7	都道府県又は消防庁の担当者とのホットライン（直通の連絡先、連絡手段）を確保したか？	<input type="checkbox"/>
8	自衛隊の災害派遣要請について検討したか？	<input type="checkbox"/>
9	応援等を必要とする現場の詳細な災害の状況及び必要な隊の種別・規模を確認したか？これらについて応援要請を行った都道府県内消防本部、都道府県に連絡したか？	<input type="checkbox"/>
II 指揮本部の設置		チェック欄
1	都道府県内応援隊の要請時刻を確認したか？ 令和 年 月 日 () : _____	<input type="checkbox"/>
2	緊急消防援助隊の要請時刻を確認したか？ 令和 年 月 日 () : _____	<input type="checkbox"/>
3	指揮本部の設置時刻を確認したか？ 令和 年 月 日 () : _____	<input type="checkbox"/>
4	調整本部に対し、指揮本部設置の連絡をしたか？	<input type="checkbox"/>
5	調整本部、市町村災害対策本部へリエゾンを派遣したか？	<input type="checkbox"/>
6	指揮本部の業務について、担当者を指定したか？	<input type="checkbox"/>
III 応援隊（都道府県内応援隊、緊急消防援助隊）の受入れ		チェック欄
1	応援要請を行った都道府県内の消防本部に対して、活動場所を指示したか？必要に応じて、進出拠点を設定し、連絡員を派遣したか？	<input type="checkbox"/>
2	指揮支援隊の受入れに関して、様式2により確認、調整したか？ 【確認用様式】様式2 緊急消防援助隊 受入れ管理表	<input type="checkbox"/>
3	指揮支援本部の設置場所は確保できているか？指揮支援部隊長に設置候補場所を報告したか？	<input type="checkbox"/>
4	緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断した場合、受入れ業務の支援について調整本部又は代表消防機関に依頼したか？	<input type="checkbox"/>
5	指揮支援隊長へ被害状況、応援隊の要請状況等を報告したか？	<input type="checkbox"/>
6	都道府県大隊、各部隊の受入れに関して、様式2、様式3により確認、調整したか？ 【確認用様式】様式2 緊急消防援助隊 受入れ管理表 【確認用様式】様式3 都道府県大隊・各部隊 隊種別管理表 ・隊の種類、規模の確認 ※確認資料：消防庁からの出動隊数通知（別記様式3-3） ・進出拠点、進出拠点連絡員の調整 ※調整相手：調整本部 ・宿営場所、宿営場所連絡調整員の調整 ※調整相手：調整本部	<input type="checkbox"/>
7	都道府県内応援隊の編成状況について確認したか？	<input type="checkbox"/>
8	応援隊へ貸し出す資機材（スピンドルドライバー等）について準備しているか？	<input type="checkbox"/>
9	応援隊へ配布する地図を準備しているか？	<input type="checkbox"/>
10	災害現場までのアクセス道に通行不能区間はあるか？通行不能区間について、緊急消防援助隊動態情報システム等で情報を共有したか？	<input type="checkbox"/>
11	重機派遣の必要性について検討したか？必要に応じて手配したか？	<input type="checkbox"/>

IV 活動中		チェック欄
	1	市町村災害対策本部において、必要に応じて関係機関との活動調整会議を開催したか？ <input type="checkbox"/>
支援可	2	災害現場において、必要に応じて現地合同調整所を設置したか？ (目的) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等との情報共有、活動調整 <input type="checkbox"/>
支援可	3	災害現場の管轄消防署長に対し、次の箇所への連絡調整員の派遣を指示したか？ ・都道府県内応援隊及び都道府県大隊・各部隊の現地指揮所 ・救急隊（都道府県内応援隊）、救急小隊（緊急消防援助隊） <input type="checkbox"/>
支援可	4	災害現場付近のヘリコプター離着陸場について、使用可否を確認したか？ 緊急消防援助隊動態情報システム等で情報を共有したか？ <input type="checkbox"/>
	5	災害現場付近の燃料補給場所について、別表第8に基づき、給油の可否について確認したか？ 緊急消防援助隊動態情報システム等で情報を共有したか？ <input type="checkbox"/>
	6	被害状況を定期的に収集し、整理しているか？ <input type="checkbox"/>
支援可	7	調整本部と被害状況等の情報を共有しているか？ <input type="checkbox"/>
支援可	8	活動中の安全管理（降雨・気温等の情報提供、活動の中止基準の統一等）に配慮しているか？ <input type="checkbox"/>
支援可	9	都道府県内応援隊及び緊急消防援助隊の配置は適切か？ <input type="checkbox"/>
	10	緊急消防援助隊の増隊要請（部隊規模や特殊車両の観点から）の要否について検討したか？ <input type="checkbox"/>
支援可	11	活動場所等において、食糧等の物資は足りているか？ トイレは不足していないか？ <input type="checkbox"/>
支援可	12	緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツール等を使用し、必要な情報提供をしているか？ <input type="checkbox"/>

IV 活動中		チェック欄
	1	市町村災害対策本部において、必要に応じて関係機関との活動調整会議を開催したか？ <input type="checkbox"/>
	2	災害現場において、必要に応じて現地合同調整所を設置したか？ (目的) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等との情報共有、活動調整 <input type="checkbox"/>
	3	災害現場の管轄消防署長に対し、次の箇所への連絡調整員の派遣を指示したか？ ・都道府県内応援隊及び都道府県大隊・各部隊の現地指揮所 ・救急隊（都道府県内応援隊）、救急小隊（緊急消防援助隊） <input type="checkbox"/>
	4	災害現場付近のヘリコプター離着陸場について、使用可否を確認したか？ 緊急消防援助隊動態情報システム等で情報を共有したか？ <input type="checkbox"/>
	5	災害現場付近の燃料補給場所について、別表第8に基づき、給油の可否について確認したか？ 緊急消防援助隊動態情報システム等で情報を共有したか？ <input type="checkbox"/>
	6	被害状況を定期的に収集し、整理しているか？ <input type="checkbox"/>
	7	調整本部と被害状況等の情報を共有しているか？ <input type="checkbox"/>
	8	活動中の安全管理（降雨・気温等の情報提供、活動の中止基準の統一等）に配慮しているか？ <input type="checkbox"/>
	9	都道府県内応援隊及び緊急消防援助隊の配置は適切か？ <input type="checkbox"/>
	10	緊急消防援助隊の増隊要請（部隊規模や特殊車両の観点から）の要否について検討したか？ <input type="checkbox"/>
	11	活動場所等において、食糧等の物資は足りているか？ トイレは不足していないか？ <input type="checkbox"/>
	12	緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツール等を使用し、必要な情報提供をしているか？ <input type="checkbox"/>